平成２６年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市宮北町153番地　五月荘Ｂ２
債務者　市川　尚子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０２２号
名古屋市中川区供米田２丁目909番地の１
ＰＬＡＣＥ　ＷＡＬＬ603号
債務者　本巣　　武
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県加東市天神420番地５　リーガルコート東条町414号
債務者　山羽　豊通（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１７０号
香川県木田郡三木町大字池戸935番地５
債務者　柴田　祐希（旧名幸子・旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８号
香川県観音寺市流岡町1347番地34　鹿隈リゾートタウン27―102号
債務者　大西　宏和
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第３６５号
千葉県野田市上花輪1350番地の１　岡森方
債務者　渡部　順一
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３６６号
千葉県柏市増尾３丁目５番１号　テラス山野辺５号
債務者　鈴木　静香（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３８０号
千葉県松戸市幸谷254番地　立花荘101号
債務者　里見　博一
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３８３号
千葉県柏市根戸411番地11　市営北柏Ｂ―605号
債務者　佐藤　博昭
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９１号
北海道苫小牧市豊川町２丁目３番20号
債務者　佐渡　征美
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９７号
青森県八戸市下長８丁目19番１号
債務者　壬生　チヱ
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
茨城県北茨城市中郷町上桜井1181番地１　セントラルマンション107
債務者　安藤　洋一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４９号
茨城県北茨城市中郷町上桜井1181番地１　セントラルマンション107
債務者　安藤　敬子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６６号
茨城県高萩市大字秋山3009番地の20
債務者　黒澤　秀則
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１５７号
新潟市秋葉区朝日4608番地９
債務者　三瓶佳代子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２７号
新潟市中央区米山３丁目３番23号　駅南ハイツ203号
債務者　荒川　紗織
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３３号
新潟市東区中興野７番37号　リバーフォート阿賀Ａ棟101号、前住所新潟市東区太平１丁目９番地３
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部